

平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ケ ー ュ ー
代 表 者 の
役 職 氏 名 取 締 役 社 長 井 上 恵 博
(コード番号 9856 東証第二部)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 長 堀 内 伸 泰
T E L 042-796-6111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 34 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 英文社名のつづりを変更するものです。変更案第 1 条(商号)
- (2) 当社の今後の事業拡大に備えるため、事業目的を追加するものです。変更案第 2 条(目的)
- (3) 公告閲覧の利便性向上のために公告方法を電子公告に変更し、併せて不測の事態が生じた場合の措置を規定するものです。変更案第 5 条(広告方法)
- (4) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)並びに「会計計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次の変更を行うものです。

単元未満株主の権利を定めるため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものです。

株主総会の招集地に関する規定が撤廃されたことに伴い、開催場所を明確にするため変更案第 14 条(招集地)を新設するものです。

株主総会参考書類等の一部について、インターネットで開示することにより株主に提供したものとみなされることから、株主の利便性を高めるため変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものです。

株主総会の円滑な運営のため、議決権の代理行使を行う代理人の員数を変更案第 19 条(議決権の代理行使)に規定するものです。

中長期的な視野に立ち経営の安定性を確保する観点から、取締役の解任決議の要

件を旧商法と同等とするため、変更案第 21 条（選任及び解任方法）について所要の変更を行うものです。

取締役会の機動的な運営を図るため、変更案第 26 条（取締役会の決議の省略）を新設するものです。

変更案第 25 条（取締役会の招集及び議長）3 項及び第 33 条（監査役会の招集）2 項において、招集の手続きを経ないで取締役会及び監査役会の開催を定めるものです。

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、変更案第 34 条（監査役の実任免除）2 項において、社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする旨の定めを設けるものです。

剰余金の配当等について、取締役会の決議により機動的に実施することができるようにするため、変更案第 38 条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものです。

（5）「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）において、定款に定めがあるものと見なされる事項について、新設又は変更を行うものです。

変更案第 4 条（機関）

変更案第 7 条（株券の発行）

変更案第 12 条（株主名簿管理人）

（6）定款全般にわたり、会社法に対応した用語及び引用条文の変更並びに削除、及びこれに伴う条文の移動を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日（水曜日）

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は株式会社ケーユーと称し、英文では<u>KEI I Y U</u> , C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 . 各種自動車販売及び修理業。2 . 損害保険の代理業。3 . 生命保険の募集に関する業務。4 . 不動産売買、貸借管理、食堂経営。5 . ゴルフ練習場の経営及び会員権の売買斡旋。6 . ホテル及び旅館業。7 . 自動車のリース業。8 . 自動車のレンタル業。9 . フランチャイズチェーンシステムによる各種自動車販売及び修理業加盟店の募集ならびに加盟店の指導育成。10 . 有価証券の運用。11 . 前各号に付随する業務。 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を東京都町田市に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社ケーユー</u>と称し、英文では<u>KE I Y U</u> , C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 . ~ 3 . 現行どおり4 . 不動産売買、貸借管理、食堂経営、<u>葬祭業</u>。5 . ~ 8 . 現行どおり9 . フランチャイズチェーンシステムによる各種自動車販売及び修理業加盟店の募集<u>並びに</u>加盟店の指導育成。10 . 有価証券の運用<u>及び</u>投融資。11 . 前各号に<u>関連付随する一切</u>の業務。 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を東京都町田市に置く。</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数を80,000,000株とする。但し、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p>	<p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会</p> <p>(2)監査役</p> <p>(3)監査役会</p> <p>(4)会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は100株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</p> <p>(新設)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社が発行する株券の種類ならびに、<u>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱及び手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100株</u>とする。</p> <p>2. 当社は、<u>本定款第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券</u>を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについては、この限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱及び手数料並びに株主の権利行使についての<u>手続きは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p>

現行定款	変更案
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第9条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p><u>(基準日)</u></p> <p>第10条 当社の定時株主総会において権利を行使すべき株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要ある時は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。取締役社長にさしつかえある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第12条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長にさしつかえある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日から3ヶ月以内</u>に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>2 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き</u>、<u>取締役社長</u>が招集する。取締役社長にさしつかえある時は、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(招集地)</p> <p>第14条 <u>当社の株主総会は、東京都又は神奈川県において招集する。</u></p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(議長)</p> <p>第16条 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第13条 当会社の株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は当会社の議決権を有する他の株主の代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u></p> <p>2. 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>(新設)</p> <p>第16条 当社の取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>当社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第17条 当社の取締役の任期は<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠又は増員で就任した取締役の任期は前任者または他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 現行どおり</p> <p>(選任及び解任方法)</p> <p>第21条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、解任決議は本定款第18条第2項に定めるところによる。</u></p> <p>3. <u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第22条 当社の取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役)</p> <p>第18条 <u>当会社を代表する取締役は取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 <u>取締役会の決議により取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長にさしつかえある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がその任にあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(決議)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第25条 現行どおり</p> <p>2. 現行どおり</p> <p><u>3. 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(議事録)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印または電子署名する。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第23条</u> <u>当社は取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は社外取締役との間で、その社外取締役が商法第266条第1項第5号の行為により会社に損害を加えた場合において、職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、金300万円以上であらかじめ定める額と法令の定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会に関する事項は取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第28条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は株主総会において定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第27条 当会社の監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 当会社の監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2.当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2.任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 現行どおり</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(決 議)</p> <p>第30条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第31条 <u>当社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 34 条 <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬は株主総会において定める。</p> <p>第6章 計 算</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>剰余金の配当等の決定機関</u>)</p> <p>第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p>
<p>(<u>利益配当</u>)</p> <p>第35条 <u>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(<u>剰余金の配当等の基準日</u>)</p> <p>第39条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第36条</u> <u>取締役会の決議により毎年9月30日における最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p><u>第37条</u> <u>利益配当金又は中間配当金は、支払開始の日から3年以内に受領されない時は当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第40条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p>